

さいたま市告示第967号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

本太一丁目自治会

2 変更した事項

代表者の氏名及び住所

長江 照夫

さいたま市浦和区本太1丁目23番17号

3 変更年月日

令和8年5月16日